平成２４年（フ）第１５８号
群馬県太田市岩瀬川町155番地１　フォレストヴィラ201号、開始決定時の住所群馬県太田市西本町44番10号
破産者　村田　　栄
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１３７０号
埼玉県上尾市中妻４丁目３番地10　サンハイツウチヤマ310
破産者　天津　義和
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５９号
神奈川県小田原市本町４丁目９番１号　養生館Ｃ202号
破産者　神谷　昌一
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４８号
相模原市緑区西橋本２丁目26番８号　シャロー ム橋本307
破産者　佐竹　秀幸
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１８２号
長野市篠ノ井二ツ柳1948―５　ロイヤルパークＣ―110、破産手続開始決定時の住所長野市篠ノ井会223番地の１
破産者　玉井　　清
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３号
長野県松本市城東１丁目４番２号
破産者　小松　宏江
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４３９５号
大阪市此花区酉島４丁目１番20―2110号、前住所大阪市城東区成育４丁目29番２号
破産者　髙桑　正夫
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１０９号
東京都大田区蒲田５丁目32番５―610号、開始決定時大阪府門真市泉町３番２号　プレステージ泉７号
破産者　竹澤　一登
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８２７号
大阪市福島区野田３丁目４番13号
破産者　小川　富野（旧姓山口）
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０８３号
大阪府東大阪市新鴻池町14番21号
破産者　廣岡　清俊
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１９５号
大阪府大阪狭山市東野中３丁目1141番地の１、開始決定時の住所大阪府泉南市新家658番地ノエル新家102号
破産者　山本　一男
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
大阪府松原市天美東１丁目70番地
破産者　二間瀬錦次
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２１８８号
横浜市旭区金が谷２丁目13番22号
破産者　山本　勝彦
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８２号
福井県大野市幸町２番13号
破産者　大野スズキこと　西藤　彰浩
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０１号
滋賀県大津市国分１丁目23―５　レオパレスシュタインベルク205号室、開始決定時の住所福井県吉田郡永平寺町光明寺第８号６番地１
破産者　吉田　信裕
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１０号
福井県大野市元町７番５号
破産者　玉川　武彦
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３４号
福井県鯖江市糺町27―１―14、開始決定時の住所福井県鯖江市小黒町２丁目８番16号
破産者　塩谷　　定
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係